

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年5月15日

北九州国際映画祭実行委員会
(事務局:北九州市都市ブランド創造局 MICE・メディア芸術課内)

1 当該公募の趣旨

本業務は、北九州国際映画祭実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が令和8年度に開催する「第4回北九州国際映画祭」(以下、「映画祭」または「KIFF (Kitakyushu International Film Festival)」という。)に係る、総合的な運営、関係者との契約事務、プログラムの実施、及び広報・PRなどを行うことを委託するものである。

受託者は、第3回映画祭において総合プロデューサーに就任した近浦啓氏と緊密に連携して第4回北九州国際映画祭の企画・運営を行うため、国際映画祭全般の企画・運営に精通することが求められる。特に、ショートフィルム・コンペティションを開催することから、近浦啓氏と連携した世界各国を対象とした作品募集及びコンペティションの運営ノウハウが重要となる。

本業務については、履行実績のある特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

第4回北九州国際映画祭企画運営業務

(2) 業務内容

第4回北九州国際映画祭における企画・運営を行うもの

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7

年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 国際映画祭に精通し、総合プロデューサー近浦啓氏と連携した業務を遂行できるもの。

イ 第3回映画祭で実施したショートフィルム・コンペティションのレギュレーションベースとして全世界を対象とした作品募集を9月上旬までに開始できること。

ウ 第3回映画祭での企業協賛金をベースとして、既存協賛企業へさらなる協賛金の増額営業をするとともに、新規開拓を行うことで、第3回の企業協賛金の110%以上を獲得することができること。

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1-1

担当課名 都市ブランド創造局 MICE・メディア芸術課

電話番号 093-551-8152 FAX 番号 093-581-5755

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年5月15日から令和8年5月28日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

4-(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年5月15日から令和8年5月28日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

4-(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4)その他

- ア 予算その他北九州国際映画祭実行委員会の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- イ 詳細は説明書による。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- オ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。